

市・県民税の申告

問合せ 課税課 ☎9113

市県民税の申告は市役所、各支所へ
市県民税の申告書は、期限内に早めに提出しましょう。

市県民税の申告が必要な人

区分	条件
市県民税の申告が必要な人	平成27年1月1日現在、廿日市市に住んでいた人で、平成26年中(平成26年1月～12月)に所得のあった人(「所得」とは、総収入から必要経費を引いた残りです)
市県民税の申告が必要ない人	・ 税務署に所得税の確定申告書を提出した人 ・ 給与や公的年金などのみの所得者で、勤務先や公的年金などの支払者から支払報告書(源泉徴収票)が市へ提出されている人(医療費控除などを追加で受ける場合は申告が必要です) ※ 税制改正により、公的年金所得者が寡婦(寡夫)の欄にすでに記載されている人は市・県民税の申告は不要になりました

申告に必要なもの

- ① 所得金額を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
 - ② 社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の支払証明書など
 - ③ 医療費控除を受ける人は、医療費などの領収書(必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください)
 - ④ 印鑑(ゴム製不可)
- ※①～③は平成26年中(平成26年1月～12月)のものに限る

市県民税の申告相談日程 ※土・日曜日を除く

とき	受付時間	ところ
2月16日(月)～3月16日(月) ※市役所1階会場は2月2日(月)から行います	8時30分～17時	市役所1階 申告相談会場 佐伯支所2階 申告相談会場 大野支所3階 申告相談会場
2月18日(水)、2月25日(水)、 3月4日(水)、3月11日(水)	9時～16時	吉和支所1階 申告相談会場
2月19日(木)、2月26日(木)、 3月5日(木)、3月12日(木)	9時～16時	宮島支所1階 申告相談会場

公的年金などを 受給している人へ 一年金所得者の申告不要制度

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに関わる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

なお、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは市課税課に問い合わせてください。

納付期限と振替納税の利用

納付には便利な振替納税を利用してください。

振替納税を申し込む場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署へ法定納期限までに提出してください。

●平成26年分申告所得税および復興特別所得税の法定納期限
3月16日(月)(口座振替の場合 振替日 4月20日(月))

●平成26年分消費税および地方消費税(個人事業者)の法定納期限
3月31日(火)(口座振替の場合 振替日 4月23日(水))

所得税

および復興特別所得税の申告

問合せ 廿日市税務署(音声ガイダンス) ☎1217

所得税および復興特別所得税の申告会場 (どちらの会場でも申告相談を受け付けています)

とき 2月16日(月)～3月16日(月)
※来場は公共交通機関を利用してください。また、申告期限間近になると会場が混雑するので、早めに申告してください

廿日市税務署 (廿日市市新宮1-15-40)

相談時間 9時～17時(受付8時30分～16時)
※土・日曜日は税務署の閉庁日です。申告の相談と窓口での申告書の受け付けは行っていません。
申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱への投函で提出することができます

「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階 (広島市中区基町6-78)

※NTTクレドホールは現金納付の受け付けは行っていません。申告相談時に納付書を受け取り、近くの金融機関で納付してください

相談時間 9時～17時(受付9時～16時)

※土・日曜日を除く

復興特別所得税の記載漏れに注意してください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税とあわせて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成は、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないよう注意してください。
※還付申告の人も含め、申告する全ての人は「復興特別所得税額」欄の記載が必要です

申告書の作成は、 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告すると

1 住基カードが不要

電子証明書の取得やICカードリーダーの購入などの事前準備は不要です。

2 24時間利用可能

「確定申告書等作成コーナー」はいつでも24時間利用可能です。

3 計算誤りなし

案内に従って金額を入力すると、税額などが自動的に計算され、申告書や決算書などが作成できます。

4 郵送なら待ち時間なし

申告会場は大変混み合います。郵送なら待ち時間がゼロで手続きが完了します。

申告書などの作成が終わったら・・・

申告書などのデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送などで提出!

税に関する 詐欺などが 発生しています。

問合せ 廿日市税務署(音声ガイダンス)
☎1217

偽税理士にご注意ください。

税理士登録のない人が、税務書類の作成・申告手続きの代理や、税務署などへ納税者の代理人として交渉するなどの税理士業務を行うことは、法律により禁止されています。

税務相談や申告書の作成を依頼する場合は、登録のある税理士であることを確認の上、相談してください。

税務職員を装った振り込め詐欺にご注意ください。

税務職員を装い、現金自動預払機(ATM)を操作させ、振り込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務署や国税局では

・ 還付金受け取りのために金融機関などのATMの操作を求めることはありません。
・ 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

※不審な点があるときは、税務署に問い合わせてください

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください。

国税局や税務署職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、個人情報や口座情報などを聞き出すとする事例が発生しています。

税務署や国税局では

税務職員が納税者の皆さんに電話で問い合わせをする場合は、提出された申告書などを基にその内容を本人に確認することを原則としています。

内容に関して不審に思った場合は、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一度電話を切り、最寄りの税務署の総務課または、国税局の納税者支援調整官まで問い合わせてください。

税理士記念日税務相談会

中国税理士会廿日市支部による無料税理士相談会を開催します。

とき 2月23日(月)9時～16時

ところ 廿日市市役所市民ロビー

相談内容 所得税および消費税の確定申告相談、各種税務相談

問合せ 中国税理士会廿日市支部税務対策部 ☎050(3672)8059

確定申告はお早めに!